

# 三重とこわか国体 カヌー競技場設計業務

## 特記仕様書

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、三重県業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」と示す）を補完し、三重とこわか国体カヌー競技場設計業務（以下「本業務」と示す）に適用する。

#### 第 2 条 目 的

本業務は、令和 3 年に開催される「三重とこわか国体」のうち、櫛田川において開催するカヌー競技会の競技場に関して、その基本計画及び詳細設計を行うものである。

#### 第 3 条 定 義

本特記仕様書の各条項において、委託者である多気町を「甲」、請負者を「乙」と言う。

#### 第 4 条 業務対象地域

本業務の業務対象範囲は、三重県多気郡多気町相可、荒蒔、兄国地内及び松阪市射和町、中万町地内の櫛田川流域（別添附図に示す区域）とする。

#### 第 5 条 提出書類

本業務の契約締結後「乙」は、速やかに下記の書類を提出するものとする。

- 1) 業務着手届
- 2) 管理技術者届・照査技術者届・主任技術者届
- 3) 工程表及び業務計画書
- 4) その他「甲」が必要と認める書類

#### 第 6 条 工程管理

本業務実施にあたり「乙」は、関係法規を遵守し、常に業務を円滑に遂行できる善良なる管理を行なうとともに「甲」と協議のうえで業務を遂行しなければならない。

#### 第 7 条 関係官公庁その他への手続き

本業務実施のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは「甲」と打合せのうえ「乙」において迅速に処理しなければならない。なお、「乙」は関係官公庁その他に対して交渉を要する場合又は交渉を受けた場合は、遅延なくその旨を「甲」に申し出て協議しなければならない。

## 第8条 守秘義務

「乙」は本業務の遂行上知り得た内容および結果について、第三者に漏洩してはならない。

## 第9条 疑義解決

本業務の実施にあたり、特記仕様書又は業務手法等に疑義を生じた場合は、「甲」と協議のうえその指示に従うものとし、協議内容は打合せ記録簿に明記しておくものとする。

## 第10条 成果品の帰属

本業務で作成した成果品、その他の記録や情報等は、「甲」に帰属するものであり、「甲」の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

## 第11条 個人情報取り扱い

本業務で作成した成果品、その他の記録や情報等、個人情報の保護に関してその重要性を認識し、業務遂行上個人情報の取り扱いにあたっては個人の権利利益を侵害する事のないよう留意すると共に、「乙」は業務の遂行上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して管理及び周知徹底しなければならない。

# 第2章 業務内容

## 第12条 基本計画策定

三重県が定める共通仕様書に準じて業務を実施する。  
基本計画策定は、令和元年12月27日までに終えること。

### 1) 現地調査

現地調査を行い、現地状況を把握する。

### 2) 業務計画書等作成

業務計画書及び工程表を作成する。

### 3) 基本計画書作成

詳細設計業務を円滑に進めるための基本計画書を作成する。  
概算工事費を算定する。(令和元年9月中に提出)

### 4) 基本計画図作成

基本計画書に添付する計画図(平面図・縦横断図)を作成する。

### 5) 説明会用資料作成

関係機関及び競技開催関係者に説明できるようパワーポイントを使用した説明会用資料を作成する。パース図又は鳥瞰図を作成する。

### 6) 関係機関打合せ協議

関係機関と協議を行う。

- ・対象関係機関は、国土交通省三重河川国道事務所、三重県、三重県カヌー協会、櫛田川河川漁業協同組合等を想定している。
- ・その他業務内容に疑義が生じた場合は「甲」と協議するものとする。

## 第 13 条 詳細設計業務

三重県が定める共通仕様書に準じて業務を実施する。

詳細設計業務においては、「乙」の他、必要に応じて前条の関係機関等と協議のうえ設計することとし、リハーサル大会及び三重とこわか国体それぞれについて設計すること。また、水生動植物の生息環境にも配慮した設計を行うこと。

なお、詳細設計業務（工事発注に必要な図書の作成を含む）は、令和 2 年 3 月 13 日までに終えること。

### 1) スラロームコース設計

スラロームコースは、以下の設計条件に基づいて詳細設計を行う。

- ①コースは全般にわたり漕航可能であること。
- ②コースの距離は 150m 以上 400m 以下で自然又は人工的な障害物でつくるものとする。
- ③コース内には 25 ゲート及び 15 ゲートを設置するものとし、その内 6 ゲート又は 8 ゲートを漕ぎ上がりゲート（アップストリームゲート）とする。また、最後のゲートと決勝線（ゴール）の間の距離は 15m 以上 25m 以下とする。
- ④コースの上流にはウォームアップのための場所、コースの終わりには選手がクールダウンできるような場所を備えること。
- ⑤その他、「甲」と協議のうえ、スラロームコース設計に必要な設計。

### 2) 会場地等平場整備設計 A=2.745ha

会場地等平場整備設計は、仮設物、仮設道路、階段工、駐車場整備、仮栈橋等の設置・撤去及び除草、伐採、不陸整正等について、下記の箇所を対象に設計を行う。

仮設物としては、ユニットハウス、テント、艇置場、乗艇台、降艇台、審判台、仮設シャワー、仮設トイレ、スタート及びゴールの電子判定システム（スリット）、仮設電気設備、仮設給排水設備、仮設放送設備等を想定している。

- ・カヌー競技場 A=1.5ha
- ・スラロームコース区間 A=1.24ha
- ・ワイルドウォーターゴール地点 A=0.005ha

## 第 14 条 関係機関協議資料・申請書作成

河川工事及びカヌー競技会開催に関し必要な許可申請書、協議書等全てを作成する。撤去計画を含む。

- ・その他必要な許可申請書等については、「甲」と協議のうえ作成する。

## 第 3 章 そ の 他

### 第 15 条 打合せ協議・設計協議

本業務の打合せは下記の通りとし、打合せ場所は多気町教育委員会教育課又は

松阪市教育委員会事務局国体推進室等とする。

国土交通省三重河川国道事務所（櫛田川出張所）、三重県、三重県カヌー協会、櫛田川河川漁業協同組合等の関係機関とも綿密な打合せ協議を行う。

- ・業務着手時
- ・業務中間時 3回
- ・業務完了時

その他「甲」が必要と認めた場合も行き、業務着手時、業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

#### 第16条 その他

本業務を実施するにあたり、測量等の追加業務が必要な場合は、「甲」と協議すること。

#### 第17条 貸与資料

- ① 国体カヌー競技測量業務成果（平成30年度実施）
- ② その他参考となる図書

#### 第18条 納入成果品

本業務の納入成果品は、下記のとおりとする。

(1)～(4)は令和元年12月27日までに、(5)～(9)は令和2年3月13日までに「甲」に提出すること。

<成果品>

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 基本計画書           | 一式（4部）  |
| (2) 基本計画図           | 一式（4部）  |
| (3) 競技概要書           | 一式（4部）  |
| (4) 説明会用資料          | 一式（4部）  |
| (5) 設計図（工事発注図書を含む）  | 一式（4部）  |
| (6) 許可申請書           | 一式（4部）  |
| (7) 業務報告書           | 4部      |
| (8) 電子データCD-R       | 2枚（正・副） |
| (9) その他「甲」が必要と認める資料 | 一式（4部）  |